

令和3年度 AI ビジネス活用講座実施委託業務  
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和3年度 AI ビジネス活用講座実施委託業務

(2) 事業の目的

県内における AI を活用したビジネス展開を促進するため、以下の3つの講座を開催する。

- ・ 県内 IT 企業等の従業員を対象とした AI 技術の習得を目指す講座
- ・ 県内企業の経営層向けに、実際に AI の実践例に触れ、AI のビジネス活用事例を学べるハンズオンセミナー
- ・ 一般の事業会社（以下、本プロポーザルにおいては、「非 IT 企業」という。）の従業員等向けに、AI に関する基礎知識からビジネスでの利用法を学ぶ講座

(3) 事業内容

別添資料1「令和3年度 AI ビジネス活用講座実施委託業務 提案依頼書」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和4年3月15日まで

2 見積限度額

16,324 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「令和3年度 AI ビジネス活用講座実施委託業務 公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

## 6 説明会

日時：令和3年3月2日（火） 午後1時から

場所：Zoomを利用したオンライン開催

※ 説明会への参加を希望する事業者は、3月1日（月）の午後5時までに、参加申込書（別紙様式－①）を高知県商工労働部産業創造課あてにFAXまたは電子メールで送信し、電話により着信を確認してください。

※ 説明会に参加しなくても本プロポーザルへの参加申込は可能です。

## 7 質疑と回答

質疑は令和3年3月3日（水）の午後5時までに別紙様式－②により持参、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

## 8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙様式－③）に資格要件の確認書類を添えて申込んでください。申込に当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書	A4縦	1部
2	法人概要書	A4縦	1部
3	業務実績一覧表	A4縦	1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）又は電子メール

② 提出期限

令和3年3月15日（月）午後5時（必着）

③ 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20 高知県庁本庁舎5階

高知県商工労働部産業創造課

E-mail 152001@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県商工労働部産業創造課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、その結果を令和3年3月16日（火）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求められます。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により通知します。

9 企画提案書の作成

別添「令和3年度 AI ビジネス活用講座実施委託業務 公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「令和3年度 AI ビジネス活用講座実施委託業務 公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和3年4月16日（金）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

[高知県情報公開条例]

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

12 日程

令和3年2月22日（月）	募集開始
令和3年3月1日（月）	説明会への参加申込〆切
令和3年3月2日（火）	説明会
令和3年3月3日（水）	質疑書提出〆切
令和3年3月5日（金）	質疑に対する回答

令和3年3月15日（月）	参加申込及び資格確認書類提出〆切
令和3年3月16日（火）	資格要件の確認結果通知
令和3年3月26日（金）	企画提案書の提出〆切
令和3年4月6日（火）	審査委員会（プレゼンテーション） ※予定
令和3年4月16日（金）	審査結果通知

### 13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-④により提出してください。  
開示・非開示の判断は様式-④に基づき行うものではなく、様式-④を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

### 14 問い合わせ先

高知県商工労働部産業創造課 IT・コンテンツ産業振興室  
 担当者 橋詰・飯田  
 TEL 088-823-9750 FAX 088-823-9261  
 E-mail 152001@ken.pref.kochi.lg.jp

### 15 その他

- (1) 参加申込提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になることがあります。
  - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ② 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4) 令和3年度高知県一般会計当初予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがあります。

令和3年度 AI ビジネス活用講座実施委託業務  
公募型プロポーザル説明会参加申込書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 あて

所在地：\_\_\_\_\_

事業者名：\_\_\_\_\_

代表者名：\_\_\_\_\_

上記の説明会への参加を申し込みます。

役 職 名	氏 名	連絡担当者に○印を付けてください。

申込期限：令和3年3月1日（月）午後5時まで

（連絡先）

TEL：\_\_\_\_\_

FAX：\_\_\_\_\_

E-mail：\_\_\_\_\_

（申込先）

高知県商工労働部産業創造課 IT・コンテンツ産業振興室

担当者：橋詰・飯田

TEL：088-823-9750

FAX：088-823-9261

E-mail：152001@ken.pref.kochi.lg.jp

令和3年度 AI ビジネス活用講座実施委託業務  
公募型プロポーザルに関する質疑書

令和 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

<質疑内容>

期限：令和3年3月3日（水）午後5時まで

（提出先）

高知県商工労働部産業創造課 IT・コンテンツ産業振興室

担当者：橋詰・飯田

TEL：088-823-9750

FAX：088-823-9261

E-mail：152001@ken.pref.kochi.lg.jp

令和3年度 AI ビジネス活用講座実施委託業務  
公募型プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司 あて

所在地 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

令和3年度 AI ビジネス活用講座実施委託業務公募型プロポーザル募集要領に基づき、  
令和3年度 AI ビジネス活用講座実施委託業務に関するプロポーザルに参加を申し込み  
ます。

また、募集要領で定められた資格要件を全て満たすことを誓約します。

(連絡先)

担当者 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

提出期限：令和3年3月15日(月)午後5時まで

非開示理由の申出書

高知県知事 濱田 省司 へ

所在地  
事業者名  
代表者名

高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合に、提出書類を開示することにより、今後弊社が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

開示すると支障が生じる書類（書類の頁・箇所等）	支障が生じる理由・生じる支障の内容を具体的に記入してください。